

東電生活協同組合組合員証(カード) ETC カード特約 (個人会員用) 一部改定のお知らせ

2026 年 8 月 31 日をもって下記の特約を改定いたしますのでご案内いたします。

■東電生活協同組合組合員証(カード) ETC カード特約 (個人会員用) 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 |
|---------|---|
| (新規に規定) | <p>第 9 条 (ETC カードサービス手数料)</p> <p>1. 会員は、当社に対し、当社の定める ETC カードサービス手数料 (消費税を含みます。以下同じ。) を、指定カードの会員登録月 (以下「会員登録月」という。) の 1 年後の会員登録月の翌月 10 日を締切日 (以下締切日という。) として、「東電生活協同組合」組合員特約に定める方法により、締切日の翌月の所定の日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日) に第 5 条第 1 項に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>① 会員登録月の 1 日から翌年会員登録月の前月末日までの期間 (以下「判定期間」という。) において第 5 条第 1 項に基づく請求 (以下「ETC 請求」という。) がある場合。</p> <p>② 当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、第 6 条第 1 項または第 2 項に基づき ETC カードが解約済みの場合。</p> <p>③ 当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、紛失・盗難等により ETC カードが有効な利用状態にない場合 (但し、第 7 条第 1 項に基づく届け出をしていた場合に限りま</p> <p>す。)</p> <p>④判定期間末日時点で ETC カードの保有期間が 1 年未満の場合。</p> <p>⑤当社所定の会員管理単位に紐づく ETC カードのいずれかに ETC 請求がある場合。</p> <p>⑥その他当社が別途定める場合。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | 2. 会員が当社に支払った ETC カードサービス手数料については、理由の如何を問わず返還しません。 |
| 第 9 条（免責事項） （略） | 第 <u>10</u> 条（免責事項） （略） |
| 第 10 条（個人情報の取り扱い） （略） | 第 <u>11</u> 条（個人情報の取り扱い） （略） |
| 第 11 条（会員規約の適用） （略） | 第 <u>12</u> 条（会員規約の適用） （略） |
| 第 12 条（本特約の変更等） （略） | 第 <u>13</u> 条（本特約の変更等） （略） |

【下線部は改定部分を示します。】